

スライド条項運用基準の一部改正及び各様式の改定について

令和8年3月

建設工事等競争入札参加者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

このことについて、資材価格等の高騰が著しい現下の状況を踏まえ、岩見沢市建設工事標準契約約款第26条(スライド条項)に基づく請負代金の変更を円滑に行うことができるよう、「岩見沢市建設工事標準契約約款における賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更にかかる運用基準」を昨年7月24日に改正したところでありますが、当該運用基準について、一部改正しましたので周知いたします。

また、当該運用基準に係る各様式を併せて改定し、周知いたしますので、お知らせいたします。

今後のスライド条項に係る受発注者間での事務手続きについては、原則として、改定した下記の各様式を使用していただきますようお願いいたします。

記

1 運用基準

【改正施行日】

令和7年8月1日(遡って適用します)

【改正内容】

単品スライドとインフレスライドにおいて、「協議開始の日」は、スライド協議の請求があった日から 7日以内 に受注者に通知することになっていましたが、14日以内 に通知することに変更いたします。

2 各様式

【全体スライド】

- 1 事務手続(全体スライド)
- 2 全体スライド標準様式等について
- 3 様式第全1-1号~全4号
- 4 全参考様式1~2-2

【単品スライド】

- 1 事務手続(単品スライド)
- 2 単品スライド標準様式等について
- 3 様式第単1-1号~単5号
- 4 単参考様式1~2-2

【インフレスライド】

- 1 事務手続（インフレスライド）
- 2 インフレスライド標準様式等について
- 3 様式第イ1-1号～イ4号
- 4 イ参考様式1～2-2